

### 埼玉県報

第 384 号 令和 5 年(2023 年) 2 月 3 日 金曜日

#### 目次

#### 告示

- O 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指 定(秩父環境管理事務所)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- O 医療情報システム更新業務に関する契約の相手方等の公示(総合リハビリテーションセンター)
- 土木積算システム維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(建設管理課)
- 富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示(ICT教育推進課)
- Q 県道花園本庄線の区域の変更(本庄県土整備事務所)
- Q 県道花園本庄線の供用の開始(本庄県土整備事務所)
- Q 県道下高野杉戸線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 県道下高野杉戸線の占用を制限する区域の指定(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

# 埼玉県告示第九十一号

号)第二十八条第一 埼玉県土砂 和五年二月三日 0 排 出 たい 項 の 規定に 積 等  $\mathcal{O}$ ょ 規 り 制 12 関 土 砂 す 搬 る条 入 禁 例 止 伞 区 成 域 十四四 を 次 年  $\mathcal{O}$ とお 埼玉県条例 り 指定 第六十 した。

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

和 五. 年二月 +\_ 日 カュ 5 令和五 年 八 月 +日 ま 7

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

九番 + +八百三十 百 七 八百四十四 百二十 百三番 九番 八番 百 埼 玉 八百 + 八 地 +県 六番 先 番 地 八 四十 六 秩  $\mathcal{O}$ 八 百三十 先か 番一 番、 父市 土 か ら同字 地 地 七番二、 八百四 地 先 八 田 村 先 5 か 九 百二 同 八 番 字 カン 百 字 5 同字上 上ノ 八百四 十五 三十 5 上 台八 七 1 同 八百三十 台 字上 番、 - 六番二、 番、 台七 百 ノ 八 + 八百 八 百 四十七番一 台 百 ノ 台 八番 百二十 八百四十 兀 八 + 兀 九 八 + 八 番二、 百三十 九 八 十六番一、 八 百 番 百 八 兀 番 番二、 四十 地先までの 八番地先ま +地先までの -六番三、 ` 八百三十 八番地先 七 九番及び八百五十番、 八 百 八百 百 八 三 十 で及 道 九番三、 兀 ま 水路敷並 九 で及び 路 百三十六番十七、 十六番二、 九番、 番 敷並 び 同 字上 同 び び 八百三十九 八 七 字上 に に同字諏 百三十 百 八百四十 ノ 同 八十 台七 字上 同字 ノ 台 四番 九 訪平千 一ノ台 番四、 百 上 八 番 百三 七番 百 ノ +七 台

## 埼玉県告示第九十二号

り指定する。 をしなければならない 定有害物質によって汚染されてお 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 区域 (以 下 ŋ 「形質変更時要届出区域」 土地の形質 第十一条第一項の規定により、 の変更をしようとするときの届出 とい . う。  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一形質変更時要届出区域

別 図 のとお ŋ (埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志 久四千五百六番二の

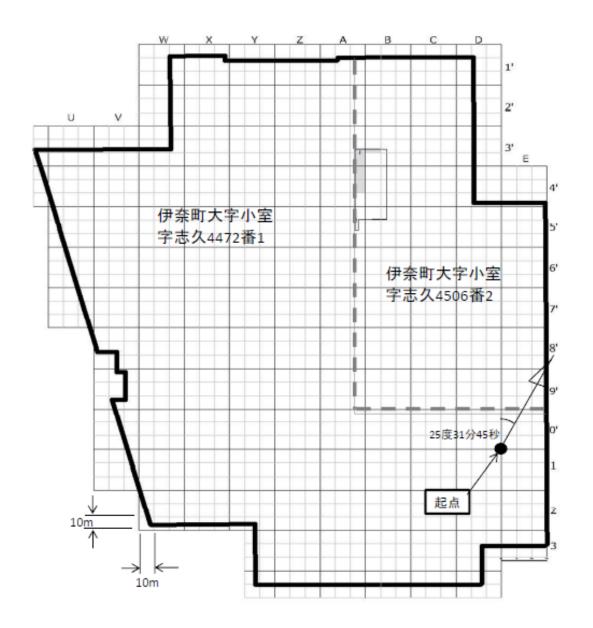
 $\mathcal{O}$ 基準に 土壤汚染対策法施行規則 適合 してい な い特定有害物質の (平成十四年環境省令第二十九号) 種類 第三十一条第一項

六価クロム化合物、鉛及びその化合物

土壤汚染対策法施行 規則第三十一条第二項の基準に適合 て 11 な 11 特定有害物

質の種類

鉛及びその化合物



====: 敷地境界

— -: 地番境界

:形質変更時要届出区域

に指定する区画

#### 起点

起点は埼玉県北足立郡伊奈町大字小室志久 4472番1の既往調査起点とする (世界測地系 X:-1174.235, Y:-18363.273)

格子の回転角度 25度31分45秒

## 埼玉県告示第九十三号

り指定する。 をしなければならない区域 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) (以下 「形質変更時要届出区域」という。 第十一条第一項の規定により、特  $\overline{\phantom{a}}$ を次のとお

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一形質変更時要届出区域

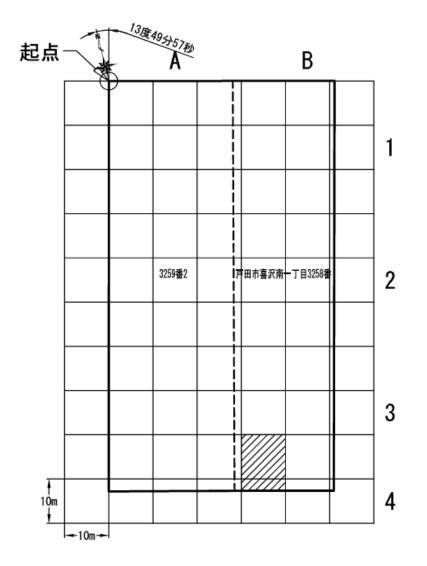
別図のとおり(埼玉県戸田市喜沢南一 丁目三千二百五 十八番  $\mathcal{O}$ 部

土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

基準に適合していない特定有害物質の種類

 $\mathcal{O}$ 

ふっ素及びその化合物





#### 【起点】

起点は、戸田市喜沢南一丁目3259番2の最北端とする。

#### 【格子の回転角度 13度49分57秒】

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、 これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される 区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

# 埼玉県告示第九十四号

1 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県告示第九十五号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 医療情報システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総合リハビリテーションセンター医事担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148 番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年1月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額 268, 159, 210円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 埼玉県告示第九十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量土木積算システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和 区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年12月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額 52,447,794円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 埼玉県告示第九十七号

二十条第二項の規定により、 て縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第 富士見市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課におい

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県告示第九十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和五年二月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕 1 購入等件名及び数量

令和4年度埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校ほか3校コンピュータ教室用機 器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいた ま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日令和5年1月6日

4 落札者の氏名及び住所FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額 27,126,660円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和4年12月2日

# 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

	,	
		旧
新	旧	新
		別
地先まで	也もいう司庁長奇名東ーミニア番本庄市栗崎字古川端一一四九番一	区間
10川・0国	一五・〇〇	(メートル)
六二〇·六二		(メートル) 延長
近路已第二事にしる	当を女をに下った。	備考

# 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月三日から三十日間埼玉県県 土整備部道路環境課及

令和五年二月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<ul><li>一二地先まで</li><li>一二四九番一地</li><li>一二四九番一地</li><li>一二四九番一地</li><li>一二四九番一地</li><li>一二四九番一地</li><li>一二四九番一地</li></ul>	路線名   供用開始の区間   供
7和五年二月三日	供用開始の期日
令和五年二月三日付け埼玉 宗第一号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 定区域の供用開始である。延	備考

## 示

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和五年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

下音	路
高野杉戸線	線
線	名
後九北	
後宿四五七番一地先まで九番五地先から同郡同町北葛飾郡杉戸町大字下高	供
土 地 都 杉 東	用
七番一地 たり 日本	開
地 同 大 先 郡 字 ま 同 下	始
	の
で大字下高野字後宿	区
下 高 宿 野 四 字 四	間
野四字四	
令	供
和 五	用
令和五年二月三日	開
月三	始
日	の
	期
	日
た 道 発 発 発 発 ボ 二 発 発 元 二 3 2 3 3 4 3 3 4 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
一 三 三 三 三 二 ・ 八 世 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	備
延長 一三二・八一メートルた道路予定区域の供用開始である。県土整備事務所長告示第十五号で告示し県土整備事務所長告示第十五号で告示し	考

# 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

お  $\mathcal{O}$ 占用を制限する区域を指定することとしたので、 り公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項 同条第三項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、  $\mathcal{O}$ 規定によ り 次 道  $\mathcal{O}$ لح 路

埼 玉県杉戸県土整備事 そ の関係図面 は、 令 和 務所にお 五年二月三日 1 て 般の から 縦覧に供する。 週 間埼 玉 一県県 土 整備 部 道 路 環 境 課 及 てド

令和五年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

種類及び路線名
占用を制限する区域

道路

 $\mathcal{O}$ 

県道 高 野杉戸線 北葛 飾 郡 杉 戸 町 大字下高 野 字 後 宿 兀 兀 九 番 五. 地先 か 5

同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに 地上 一に設 け る電柱 (占 用  $\mathcal{O}$ 制 限  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 期 日 ょ n 前 に 占用を認め 5 れ た

電柱の更新又は移設によるものを除く。)

5 に用地 ただし、 を 確保す 電 柱を地 ることが 上 一に設ける できないと認め P むを得 な 6 11 れる場合は、 事 情 が あ り、 この 当該 限り 道 路 で  $\mathcal{O}$ はな 敷 地 *١* ٥ 外 に 直

三 占用を制限する理由

緊急輸送道 路  $\mathcal{O}$ 占 用 を 制限することによ り、 災害が 発生した場合におけ る被

の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年二月四日

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号 告 示

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

令和五年二月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢 部 政 実

第四号	指定番号
第四十二条建築基準法	道路の種類
令和五年二月三	指定の年月日
九番四	指定に係る道路の位置
四十六・一六	(単位メートル) (単位メートル)
五.	(単位メートル) 指 定 に 係 る

## 埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年二月三日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

一日時

令和五年二月八日 午前十時

一場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

イ 県議会令和五年二月定例会提出予定案件について

令和五年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハーその他

口